

日行連発第 1386 号  
令和 7 年 1 月 22 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
法務業務部  
部長 坪川 貞子

財産管理業務及び成年後見人等業務に関する総務省通知について（周知）

令和 5 年 3 月 13 日付にて総務省から各都道府県及び金融機関等へ発出され、日行連からも「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」（令和 5 年 3 月 15 日付・日行連発第 1773 号）にて各単位会に周知いたしました当該総務省通知において、財産管理業務及び成年後見人等業務は、行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務に該当することが示されました。

今般、これに関し日行連として、下記のとおり通知致します。

各単位会におかれましては、ご確認いただき、会員への周知徹底にご協力いただくようよろしくお願い致します。

#### 記

財産管理業務・成年後見人等業務においては、民法等の規定に従い、適切な関連書類等の保管を行ってください。また、苦情・綱紀・措置の案件となった場合には、行政書士関係法令だけでなく、関連する民法の規定に従って、それら保管書類が調査対象となりうることをご承知おきください。

成年後見人等業務を受任されるにあたっては、専門職団体へ加入してください。

以上